

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本訪問販売協定会款第18条の規定に基づき、役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬は、月額報酬および期末手当とする。

(報酬の額)

第3条 役員報酬は、年額15,000,000円を限度とし、会長はその者の職務実績および本協会の経営状況に応じ限度額の範囲内において月額報酬および期末手当を定め支給する。

(月額報酬の支給)

第4条 役員の月額報酬は毎月20日に、現金をもって本人に支給する。ただし、支給日が休日のときは、その前日をもって支給する。

(日割計算)

第5条 新たに役員となった者の就任した月の月額報酬は、日割り計算によるものとする。

2 役員が退職しまたは死亡したときは、その月までの月額報酬を支給する。

(期末手当)

第6条 会長は、毎年6月および12月に期末手当を支給する。

(通勤手当の取り扱い)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

附 則

1. この規程は平成14年8月31日から適用する。